

# 中学校音楽科の教員養成における 教育実習の効果を向上させる研究

—— 基本教育実習の特性等を生かしたマネジメントを通して ——

井上 寛 士\*

(2021年10月22日受理)

Improving Teaching Practice Effectiveness in Junior High School Music Teacher Training  
Research to Improve Teaching Practice Effectiveness

Hiroshi INOUE

キーワード: 中学校、音楽科、教育実習、実習指導

本稿は、本校(茨城大学教育学部附属中学校)音楽科で行った基本教育実習における取組を整理することを通して、中学校音楽科における本学(茨城大学)基本教育実習の意義を再確認するとともに、本学基本教育実習等のシステムを生かして教育実習の効果を最大限上げるための要件を整理し、中学生の力を伸ばすことのできる音楽科教員の育成を目指すことを目的とするものである。まず、先行研究から中学校音楽科教員や教育実習における課題を整理し、中学校音楽科教員に必要な力をまとめた。次に、本学基本教育実習の特性を生かした授業実習計画のマネジメント、事前指導(実地指導)の有効活用、一斉研究授業の充実とオンラインでの取組、教育支援ボランティア制度の有効活用などの手立てを講じた。その結果、教育実習を終えた学生に対する質問紙調査や振り返り記述の計量テキスト分析により、それらの手立ての有効性が示唆された。

## はじめに

本稿は、本校(茨城大学教育学部附属中学校)で行った基本教育実習音楽科における取組を整理することを通して、本学(茨城大学)基本教育実習の中学校音楽科教員養成における意義を再確認するとともに、本学のシステムを生かして教育実習の効果を最大限上げるための要件を整理し、中学生の力を伸ばすことのできる音楽科教員の育成を目指すことを目的とするものである。

筆者は本校に10年勤務し、委託実習生を含めて60名近くの実習生を指導してきた。その過程

---

\*茨城大学教育学部附属中学校

で、本学基本教育実習や本学全学教職センター学生ボランティア制度が教員養成上で極めて有意義であることについて改めて気づくとともに、その制度を最大限に生かすためのマネジメントの必要性を感じ、試行錯誤を繰り返してきた。これまでの取組を一教諭の立場から整理、検証することを通して、学内制度の更なる有効活用と、学外における教育実習、新任教員指導の一層の充実を促し、中学生の力を伸ばすことのできる音楽科教員の養成につながるものとしていきたい。

## 問題の所在

### (1) 中学校音楽科の特性から

中学校音楽科の特性として、取り扱う教材の自由度が高いこと、個業となりやすいことの2点が挙げられる。「音楽」は、クラシック音楽に限らず、ポピュラー音楽、環境音楽、伝統音楽など広範に亘る。そのため、授業者の主観でどのような授業でも行うことができる。中学校学習指導要領（文科省、2017）において、音楽科で取り扱う大まかな内容は示されているものの、その具体や程度はほとんど示されていない。例えば、器楽の学習においては、「楽器の音色や響きと奏法との関わり」を理解することとしている。しかし、具体的にどの楽器をどの程度演奏できるようにするかということについては、教員に任されている<sup>1)</sup>。もちろん、どの楽器の学習においても、音色、リズムなどの〔共通事項〕に関連させながら、生徒自身に「どのように表現したいか」という思いや意図をもたせた上で、「曲にふさわしい表現」ができるようにすることが求められている。しかし、そのためにどんな理解が必要かという具体は示されていない。そのため、解釈によっては「情景を想像して歌いましょう」と指示して何となく歌うだけでも「表現を創意工夫して歌う」という指導事項が成立し得てしまう。

次に、個業となりやすいという点である。本校のように各学年4クラスによる中規模の中学校では、音楽科の教員は学校に一人となる。学校の実態によっては、6クラスの大規模に近い学校であっても一人の音楽教員によって行われる。そのため、校内における他の教員との授業に関する情報交換がなされず、いわゆる「個業」となりやすい。その結果、取り扱う内容が、ますます教員の嗜好に偏ってしまう可能性がある。中学校学習指導要領音楽編において「歌唱や鑑賞の学習のみに偏ったり、歌唱の指導において合唱活動に偏ったり、鑑賞の指導において特定の曲種の学習に偏ったりすることのないように留意して、年間指導計画を作成しなければならない」と明記されているが、これは、現状として偏っていることの裏返しであるともいえる。中学校においては、選択科目となる高等学校と違い、全生徒が学習するので、その影響はさらに大きい。

このような状況を改善し、生徒の力になる音楽の授業を展開していけるようにするためには、音楽科教員一人一人が学習指導要領の趣旨を理解し、授業づくりの力を高めていく必要がある。その基盤として、大学の教員養成課程を充実させるとともに、その一環として行われる教育実習の効果を最大限に高めることが必要である。

### (2) 新任教員を取り巻く環境から

和井田（2012）は、新任教員のうち1年で退職する教員が、平成16年度に191名であったのが、平成22年度には296名と約100名増えていることを指摘し、新任教員に対して、自治体や赴任先の

学校が適応支援をしていくことの必要性を示している。近年、拠点校指導教員などの制度が充実し、新任教員に対して手厚い指導がなされることによって改善傾向にあるものの、指導教員も前述のように、内容を自由に解釈し、個業になりやすい中学校音楽科に身をおいてきたことから、新任教員を指導する教員の考え方に大きく左右されてしまう場合がある。

さらに、新任教員には、授業をする以外にもたくさんの力が求められる。茨城県教育委員会(2018)は、茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標として、教員の経験年数から採用時、形成期、成長期、発展・充実期、貢献・深化期の五つに分け、それぞれの時期において必要とされる資質や力量をまとめている。ここでは、教員に求められる資質・力量として①社会人としての素養、②授業力、③児童生徒を理解し、指導する力、④特別な配慮を必要とする生徒を理解し、支援する力、⑤学年・学級を経営する力、⑥学校運営に関する力と6項目を挙げている。つまり、新任教員に対する手厚い指導をするということは総合的な力を高めていくということであり、教科に関する力は、そのごく一部に過ぎない。したがって、教科教育に関する力については、採用時には高い専門性を有している必要があり、大学での学びと教育現場を結ぶ数少ない機会である教育実習の意義を再確認することが必要である。

### (3) 教育実習に関する課題から

今後の教員養成・免許制度の在り方について(中央教育審議会, 2006)によると、「教育実習は、学校現場での教育実践を通じて学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、今後とも大きな役割が期待される」としている。また、「何が課題であるのかを自覚する機会」ともしている。つまり、学生にとっては、それまで教職課程で学んできたことを学校現場で実践することを通して、学んできたことをまとめるとともに、大学における理論と現場での実践との相違から新たな課題を見出し、教員になるために必要な技能を明確にするための機会である。

ところが、教育実習生に対して、どのように指導していくかについては、担当した教員の経験則によるところが大きくなるため、実習生に力をつけることができるかどうかは、担当する教員の技量に左右されることになる。先の答申では、「実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たること」、「大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要」などとしている。しかし、各学校一人の音楽教員しかいない実習校においては、教科指導を複数の教員で行うことは物理的に不可能である。また、大学との協力といった点でも、広範な研究分野におけるそれぞれの部門で高い専門性を有する大学教員と学校現場で中学生に対して授業を行っている実習校教員では環境に乖離があるため、中学校においてより良い音楽教育を目指していこうとする場面での協力は有効であるものの、その基盤となる教育実習の段階において、連携した指導を行うことは現実的とは言えない。

音楽科において実習生をどのように指導するかということに関する研究については、実習生向けのマニュアル的なものや実習による効果を測定する研究(増井, 2016、宮本, 2009、菅, 2007)などがあるものの、教育実習生の指導教員の指導法に関する先行研究は見当たらない。

これらのことより、中学生の力を伸ばすことのできる音楽科教員の育成を目指すために、教育実習の意義を再確認し、教育実習の効果を上げるための要件を整理することが重要であると考え、研究としてまとめることとした。

## 音楽科教員を目指す大学生の傾向と音楽科教員に必要な力

### (1) 音楽科教員を目指す大学生の傾向

まず、先行研究から音楽科教員を目指す大学生の傾向を整理し、教育実習において、どのような力を優先的に身に付けることを目標としたら良いかについて整理する。

宮下ら (2001) は、「学生のもつ音楽授業観は、現代におけるリアルな学校現場や音楽授業の実態がインプットされて形成されているものではない」、「学生が考える音楽授業と現実の音楽授業とはかなりの隔たりがある」としている。その原因として、学生自身が数年前に受けた中学校の音楽授業をそのままイメージしていること、ピアノや声楽などの専門的な音楽教育を受けてきた学生にとって、それがそのまま学校音楽教育の授業観として築かれてきたことなどを挙げている。

原口 (2017) は、実習生の特徴として、作曲、声楽、ピアノ、弦楽器、管打楽器等、様々な専門の実習生がおり、自分の専門でない分野については不安に感じているという実態を示唆した上で、それぞれの専門性を生かした指導を模索し、専門による技能の差を補いあいながら実習を進めていくことが必要としている。このことから、学生には「専門」があり、専門以外のことには不安を感じる傾向があるということがわかる<sup>2)</sup>。

これらの先行研究から、音楽科教員を目指す大学生の傾向として、中学校音楽科の授業に対するイメージや音楽科の授業で必要とされる音楽的スキルに偏りがあるということが分かる。本校に教育実習に来た大学3年次生にも概ね同じ課題がある。顕著な例として表1を示す。

表1 音楽科教員を目指す大学生のもつ課題のうち顕著な例

問題	具体例
○主として実態との乖離に関わる問題 (生徒の実態及び学習指導要領のねらいに関するものも含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音を出す道具がない状態でコードを用いた曲を創るなど、専門的音楽知識を前提とした授業を考案する。</li> <li>・ボイスパーカッションやカップスに取り組むなど、学習指導要領の趣旨に当てはめるのが困難な授業を考案する。</li> <li>・歌詞の意味の表現について考えるなど、専門的音楽教育で学んでいる内容をそのまま中学校音楽科に当てはめようとする授業を考案する。</li> </ul>
○主として技能面に関わる問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合唱曲の伴奏が弾けない。</li> <li>・合唱において生徒が音を間違っているのが分からない。</li> <li>・「アイーダ」を知らない。</li> </ul>

まじめな学生が多く、様々な活動を展開したいというアイデアや意欲はあるものの、学生が考える音楽授業は、生徒の実態や現実の音楽の授業とは隔たりがある場合が多い。表1に示した通り、専門的音楽知識をもっていることを前提とした授業や学習指導要領の趣旨に当てはめるのが困難な授業、自らが学んでいる専門的音楽教育の内容をそのまま中学校音楽に当てはめようとする授業など、学生自身の興味・関心に基づいて授業を考案しようとする傾向がある。

一方、「専門性」には秀でているもの、専門でない部分の知識や技能が希薄で、合唱曲の伴奏が弾けない、中学生の間違いに気づかない、有名曲である「アイーダ」を知らないなど、中学生を対象に音楽の授業を行っていく面で最低限の知識、技能に課題があることも少なくない<sup>3)</sup>。

これらのことから、教育実習においては、生徒の実態を理解するとともに、中学校音楽科の授業の実際がどのようなものであるか、中学校で授業を行うために必要な音楽的技能や知識がどんなものであるかの理解を促していくことが必要であると分かる。

## (2) 身に付けたい力

茨城県教育委員会による前掲の指標において、採用時に身に付いているべき授業に関する力として、次の7点を挙げている(表2)。このうち、音楽科の授業に関する事項としては、学習指導要領の理解、授業成立のための要件の理解と指導のための技能、教科に対する専門的な技能、学習課題の設定、主体的・対話的で深い学びの重要性の理解、ICTの活用の6点である。

表2 「茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上」より抜粋

採用時に身に付いているべき力（授業に関するもの）
① 学習指導要領の主な目標を理解し、指導に生かすことができる。
② 授業を成立させるための要件（学習課題、板書、発問等）を理解し、基本的な技能をもって指導することができる。
③ 教科等に対する専門的な技能を有し、教材の内容を分析・解釈し、適切な授業準備をすることができる。
④ 学習課題の設定や探究的なプロセスの重要性を理解し、指導に生かすことができる。
⑤ 主体的・対話的で深い学びの重要性を理解し、授業を実践することができる。
⑥ ICTの活用方法を理解し、教育活動に生かすことができる。
⑦ 道德教育の目標や道德教育は「特別の教科道德」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを理解することができる。

一方で、教員養成のカリキュラムは次のようになっている。茨城大学履修要項(2019)では、中学校一種免許取得を目指す場合、教員免許法等に基づき、教科及び教科の指導法に関する科目として、「教科に関する専門的事項」から22単位、「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」から1単位、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」より8単位修得しなければならないとしている。

茨城県教育委員会の示す指標と茨城大学履修要項の関連を示したものが表3である。

主として「教科に対する専門的な技能と教材の内容を分析・解釈する力」の育成を目指す「教科に関する専門的事項」が22単位であるのに対し、それ以外の多くの理解や技能の習得を目指す教科指導法に関するものは8単位と大幅に少ないことがわかる。もちろん、「教科に関する専門的事項」は、教育現場で使える知識・技能を養成することを主たる目的としたものではなく、大学生を対象とした専門教育としての側面もある。また、教育に関する事項の習得については、該当する教科教育法の授業だけではなく、教育の原理に関わる授業や他教科教育法の授業の中で総合的に培っていくものでもある。ただ、大学生が前述の指標に示された採用時に必要とされる力量を身に付けていくためには、カリキュラムに則って漫然と履修するだけではなく、大学で履修するそれぞれの事項をつないでいくことが必要である。

表3 茨城県教育委員会の示す指標と茨城大学履修要項の関連

項目の概要	授業の例	指標に示された力量との関連
○教科に関する専門的事項 (22単位)	ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 指揮法, 音楽理論, 作曲法及び音楽史など	③ 教科に対する専門的技能と教材の内容の分析・解釈
○教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目 (1単位) ○各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) (8単位)	音楽科教育法など (他教科の教育法, 教育理念の授業)	① 学習指導要領の理解 ② 授業を成立させるための要件の理解 ④ 学習課題の設定や探究的なプロセスの重要性を理解。 ⑤ 主体的・対話的で深い学びの重要性を理解。 ⑥ ICTの活用方法の理解

これらを踏まえ、中学校音楽科教員として必要な力を次のように整理した。

- 中学校における音楽教育の目的、現代的な教育課題の理解
- 生徒の実態の理解とそれを踏まえた手立てを構築する技能
- 中学校で授業ができるようにするための音楽の基礎的な素養(知識と技能)

### 必要な技能を身に付けるための手立てとその具体

前項で示した必要な力を身に付けていくために本校音楽科で取り組んできたこととして、基本教育実習の特性を生かした授業実習計画のマネジメント、事前指導(実地指導)の充実、一斉研究授業の充実とオンラインでの取組、学生ボランティア制度の活用の4点を挙げる。

#### (1) 基本教育実習の特性を生かした授業実習計画のマネジメントについて

まず、本学の基本教育実習について整理しておく。本学の基本教育実習は、大学3年次において行われる。附属小学校もしくは、附属中学校に複数の実習生が配当され、15日間の実習を行う。全ての学生が基本教育実習を行うことができるよう、Ⅱ期にわたって行われる。なお、大学4年次には3年次で経験していない校種の公立学校の実習に参加する。12日間の実習期間の中で、教員による講話の聴講、道徳授業の実践、授業実践、学習指導案作成を行うとともに、まとめとして一斉に研究授業を行う。

以上に述べた概要のうち、本学基本教育実習における教科に関わる特性は、以下の4点である。

- ① 一つの教科に複数の実習生が配当される。
- ② 附属学校に配当される。
- ③ 大学3年次に行われる。
- ④ 研究授業が一斉に行われる。

#### ① 「一つの教科に複数人が配当される」について

基本教育実習では、一つの教科に複数の実習生が配当される。本校音楽科においては、Ⅰ期、Ⅱ期にそれぞれ1学年一人、合計3人の学生が配当される。公立学校で行われる教育実習

においては、一つの教科につき一人の実習生が配当される。つまり、実習生と指導教員の一对一の指導だけではなく、授業実践におけるフィードバックを教育実習生同士で行うことができるという特性がある。このことにより、実習生同士による学び合いが生まれるのは基本教育実習の利点の一つである。

② 「附属学校に配当される」について

基本教育実習では、附属学校に配当される。附属学校の教員が指導教員を行うということがその特性の一つである。附属中学校の音楽教員も他と同様に、個業に陥りやすいため、個人の嗜好に偏っている傾向がないとは言えない。しかし、附属学校の教員は毎年公開授業を行い、それに向けた研修を通して、その時点で学校教育に求められている視点を常に更新することが求められている。つまり、教員個人の経験則だけではなく、その時点で学校教育に求められている視点から実習生指導を行うことができるのである。もちろん、公立学校には、経験が豊かで、歌唱教育、器楽教育等のエキスパート、なおかつ継続的に研修を行い、素晴らしい教科経営をされている方も数多くいる。しかし、基本を学ぶという点で言えば、指導教員が一定の教科研修を継続している附属学校で行うことができるのは利点の一つである。

③ 「3年次に行われる」について

多くの公立学校では教育実習生として、大学4年次生を受け入れるが、基本教育実習は3年次において行われるという特性がある。教育実習後のアンケートにおいて、実習生が「このあともっと勉強しなくてはいけない」という気持ちになっていることを考えると、残り1年半を使って学ぶことができる3年次でそれを経験することができるのは利点の一つである。

④ 「研究授業が一斉に行われる」について

基本教育実習では、最終日数日の間に一斉に研究授業が行われる。短い実習期間ではあるが、その中で学んだことをもとに研究授業が行われる。基本教育実習でない教育実習においては、研究授業といっても参観者はほとんどいない。実習校の管理職や他の職員、それに都合が合えば、大学の教員が参観するぐらいであろう。また、授業後の研究協議も指導教員の指導及び学校の管理職によりアドバイスと励ましがある程度で、研究協議という形で大々的に行われることは少ないと予想される。しかし、基本教育実習では、同じ教科に配当された実習生と他学年の同教科の教員が必ず参観するほか、同じ学級に配当された別の実習生、教育実習期間でない学生も参観可能である。音楽科の公開授業でも最大20名程度の参観者があるほか、研究協議も確実に行う。学生のうちにこれだけ多くの参観者がいる中で授業ができ、協議ができるのも、基本教育実習の利点の一つである。

以上のような特性を生かし、表4の例のような授業実習計画を立てた。ただ、実習期間が限られており、時間割との兼ね合いもあるため、年度によって若干の偏りもある。

まず、実習生により、担当する領域を分けるようにしている。音楽科には歌唱・器楽・創作・鑑賞の4つの領域があるが、それぞれの授業のポイントは微妙に異なる。3人の実習生が、3つの領域の授業実習をできるようにすることにより、特定の領域の授業に偏ることなく、複数の授業づくりを体験することができる。多くの学校では9月、10月は直後に控えた校内合唱コンクールがあるため、合唱を中心とした授業を行うことの多い時期である。本校も教育実習終了直後の11月

に、校内合唱コンクールが行なわれるため、生徒からも授業で合唱を深めたいという声がないわけではないが、学校設置目的を踏まえ、教育実習生の授業実習を優先するようにしている。

また、実習生のつくった授業のうち、第1時の2回目（2クラス目の授業）は指導教員が行っている。授業づくりの段階でどんなに指導をしても、最初の授業はうまくいかないことが多い。実習生も生徒も何をやっているかわからないまま一時間が終わってしまう場合もある。逆に、表面上うまくいっているように見えても、授業を行わなくてもできる程度の内容に止まってしまう場合がある。原因としては、学生の意識と生徒の実態や現実の音楽の授業の隔たりが、授業実習の前に行う参観だけでは埋まらないからであると考えられる。そこで、第1時の2回目の授業では、実習生の考案した授業を指導教員が行ってその具体を提示することにより、いかに実習生の意識が生徒の実態と乖離していたかが明確になるほか、授業を行う上でどのような技能が必要になるのかも明確になる。指導教員にとっては、実習生の考案した授業を示範授業として提示することになるので、かなり緊張する時間ではあるが、これを行うことにより、実習生が次に行う授業はかなり改善され、安定したものとなる。

ただし、第2時の2回目の授業は別の実習生が授業をするようにしている。音楽科では、第2時が研究授業を行う時間になるため、第1時同様に教員が参考として授業を提示しまうと、実習生自身が考える機会を奪ってしまいかねない。そこで、他の実習生が授業を行い、自分の考案した授業を客観的にみることができるようになっている。これは、複数の実習生が同時に教育実習を行う基本教育実習でないといけないことであるし、自分の配当学年以外の授業を行う経験ができるという点でも有効である。

さらに、表4において、その他として合唱を記入してある。これは、一斉研究授業の行われる時間のいわゆる「裏時間」を利用したものである。一斉研究授業は、同教科の実習生は基本的に全員参観することになっているため、一斉研究授業が行われている時間に他学年に該当教科の授業が設定されている場合、授業を行えず、自習にせざるを得ない場合がある。この時間を利用し、音楽の授業に振り替えて合唱の授業を行うようにしている。このことで、校内合唱コンクールを控えた生徒にとって合唱を深める時間が確保され、将来音楽科教員として校内合唱コンクールに関わるであろう実習生にとっても実習の時間が確保される。

表4 授業実習計画の例（⑧が研究授業、表中のABCはそれぞれ実習生を表す。）

学年	回数	1	2	3	4	5	6	7	⑧	その他
		第1時				第2時				
	領域									
1年生	歌唱	1の1 A	1の2 教員	1の3 A	1の4 A	1の1 A	1の2 B	1の3 A	1の4 A	合唱
2年生	鑑賞	2の1 B	2の2 教員	2の3 B	2の4 B	2の1 B	2の2 C	2の3 B	2の4 B	合唱
3年生	創作	3の1 C	3の2 教員	3の3 C	3の4 C	3の1 C	3の2 A	3の3 C	3の4 C	合唱



次に、授業実習を行った後の振り返りとなる教科指導は次のように行った。①授業者から授業の反省、②参観者からの感想・質問、③授業者からの回答及び感想、④指導教員の助言、⑤次の授業の打ち合わせ（個別）という形である。

実習生は、授業を受けた経験は豊富であるため、声の大きさ、板書についてなど、被授業者の視点はもち合わせている。そのため、そのような部分については、指導教員から指導するより、お互いに助言し合った方がより効果的である。実習生が一人だと基本的なことも教官が指導せざるを得ないため、授業の核心に関わる部分が指導できないままになってしまうことも考えられる。これも複数人配置される基本教育実習ならではの有効な点である。15日間の実習期間を過ごすこと自体も当然勉強になることではあるが、その15日間をより有効に使うためには、教員側に基本教育実習の特性を生かしてマネジメントをするという意識が必要である。

## (2) 事前指導（実地指導）の充実

茨城大学教育学部における、中学校及び高等学校音楽の教員免許状取得に対応する科目「音楽科教育法」では、音楽科教育法の授業のうち数時間、附属学校教員が「実地指導」を行っている。以前は90分×3コマで設定されていたが、現在は90分×1コマと縮小している。今後は、実地指導の時間は無くなっていく方向ではあるが、そのうち教育実習の効果を向上させるために効果的であったと考えられる実践を記録しておきたい。

### ① 学生自身が中学校で受けてきた音楽の授業を元に指導要領の内容の確認

中学校における音楽教育の目的や現代的な教育課題を理解するため、まず、学生自身が中学校で受けてきた音楽の授業がどんなものであったかをグループで振り返った。すると「合唱を歌った」、「〇〇を鑑賞した」など様々な内容が出てくる。その内容を全体で共有した上で、それが学習指導要領のどの項目に当たるのかということについて確認した。また、確認の過程において和楽器が必修とされていることや歌唱領域には「花」、「夏の思い出」などの共通教材があり、1年間に一曲以上学習することになっていることなどにも触れた。学生は、大学での授業を通して、学習指導要領がどのような意味をもつものなのかという学問的な理解はしているものの、それが実際の授業にどのように関わってくるのかという理解が高いとは言えない。そこで、このような時間を設けることにより、指導要領と実際の授業の距離を縮めていくことをねらった。

また、学生の中には、必修であるはずの和楽器や歌唱における共通教材を歌ったことがない学生がいたり、学校で受けた授業が指導要領に定められたどの活動にも当てはまらなかったという学生、創作の授業を行っていないという学生もいたりするなど、音楽科が個人の嗜好によって偏る傾向にあることが改めて確認された。

### ② それぞれの領域の具体的な授業方法におけるねらいと手立ての共有

次に、音楽科のそれぞれの領域である、歌唱、器楽、創作、鑑賞の具体的な授業の体験を行い、指導要領に定められたねらいを具現化するために、どのような授業づくりや手立てが必要になるのかについて共有した。三つの例を挙げる。

#### ア 歌唱「赤とんぼ」で何を学ぶか

これは、指導要領で求められている内容を生かして具体的にどのように音楽の授業につくっていくか、というものである。専門的音楽教育を受けてきた学生が「赤とんぼ」を用いた

授業を行おうとした場合、取り扱いたい内容としてまず出てくるのが「歌詞の表現」である。つまり、「歌うことを通して、歌詞の内容をいかに表現するかを取り扱いたい」とする傾向が強い。確かに、芸術としての音楽では、歌詞をいかに美しく歌に乗せて表現するかはとても大切なことである。しかし、中学生の実態を踏まえると、それは非常に抽象的かつ高度なことである。さらに「歌詞の表現」をねらった場合、ともすれば心情や背景の読み取りになってしまい、音楽ではなく国語の学習をしているかようになってしまう。中学生の実態を考えると、まずは、歌詞を間違えずに、正しい音で歌うこと、そして楽譜に書かれている記号を表現するにはどうしたらよいかを学ぶことが重要となる。「赤とんぼ」に頻出する四度の音程を正しく音楽的に歌うことは、音楽を専門的に学んできた学生にとっては難なくできることであっても中学生にとっては難しいことである。また、「赤とんぼ」に細かく記載されているクレシェンド、デクレシェンドも、専門的音楽教育を受けてきた学生は見ただけで表現できるが、中学生には難しいことである。それを中学生が表現するには、その記号をクレシェンドと言い、音量をだんだん大きくしていくという意味をもっている、ということを知覚するだけでなく、どのタイミングで、どのような息遣いで、どの程度のクレシェンドをかけるのが曲にふさわしいのかを理解する必要がある。つまり「専門的音楽教育がねらうこと」で授業を組み立てるのではなく、「専門的音楽教育を受けている人が当たり前に行えること」をねらいとして授業を組み立てる必要があるのである。

具体的に、歌詞を大切に表現をするという内容で授業を組み立てる場合は、歌詞の内容を理解するだけでなく、歌詞が音色または強弱、速度などにどのように影響しており、それをどのように表現するのかが中学生に理解できるようにする必要がある。「赤とんぼ」の検討を通して、授業を組み立てるために、このような視点が必要であることを取り扱う。

#### イ 合唱をどのように組み立てていくか

これは、学習指導要領で求められる内容を明確にすると同時に、生徒の実態を踏まえてねらいを達成するためにどのような手立てを講じるかという内容になる。合唱に取り組む場合、自分のパートの音を確認するための音源に合わせて歌い、音を覚えてひたすら歌うという経験をしてきた学生が多い。そのため、実習生が合唱のパート練習の指導を行う場合も曲の最初から歌うことを考えることが多い。しかし、合唱のねらいが「音の重なり合いを感じる」ことであるとすれば、ユニゾンであることの多い曲の冒頭よりも、一番盛り上がる部分（ポピュラー音楽におけるサビと言われる部分）から取り扱うことがねらいの達成のためには必要となる。

また、生徒の実態を踏まえて、いかに丁寧に取り組んでいくべきかについても取り扱う。例えば、各パートの音を鍵盤楽器で確認する際、大きな音を出した方が生徒の理解に効果的と考え、オクターブのユニゾンで音を提示してしまうことがある。しかし、生徒にとっては、オクターブの音であってもそれは複数の周波数の集合であり、生徒自身が出すべき音がどの音なのかを迷わせてしまうことがある。教師と一緒に歌う場合も、例えば男性教員が男声の音域で女声のパートを歌うと、生徒はどの音を歌ったら良いのかわからなくなってしまふ。また、教師が喉をしっかりと開けて太い音色で提示すると、生徒は音の高さよりもその音色を出すことに集中してしまい、音の高さを覚えるのが難しくなってしまふことがある。つ

まり、生徒が自身の出すべき音を理解するには、音量ではなく、生徒が実際に出す音になるべく近い音（近い周波数、近い音色）が必要になる。このように、生徒の実態を理解し、それを踏まえてねらいを達成するためにどのような手立てを講じるかということについて取り扱う。

#### ウ ギターの体験

これは、中学校で授業ができるようにするための音楽の基礎的な素養（知識と技能）に関わる部分である。音楽の専門教育を受けていても、ギターは体験したことがないという学生は多い。学習指導要領には、器楽は「楽器の特徴を生かした奏法」とされているのみで、具体的な楽器名は示されていない。そのため、例えば学校に備品としてギターがあったとしても自分の得意な楽器に偏ってしまい、使わないままになってしまうこともある。

具体的には、ギターで音階を演奏したり、簡単なコードを演奏したりする程度であるが、初めての楽器の特徴を生かした奏法を習得するためにどのようなステップを設定することが必要であるかを実地指導で取り扱う。

#### ③ 学習指導案の書き方

次に、実地指導では学習指導案の書き方について取り扱う。学生はそれまでも大学の授業で学習指導案の書き方を学習していると考えられるが、主としてその趣旨や必要性など学問的な指導を受けており、具体的な書き方の指導は受けていないと考えられる。そのため、大学生が作成した指導案は、余白は必要以上に大きく、フォントや段落もバラバラ、内容に一貫性がなく、一生懸命文字で埋めたというものになってしまうものもあった。

そこで、実地指導においては、見た目の形式やどこに何を書くかなどについて指導していく。まず、教員になって学習指導案を提出する場合、現場で最初に指導されることが形式であることに言及した上で、余白、フォントをどうするかについて指導する。次に、音楽科における〔共通事項〕とはどのようなもので、どのように取り扱うのかについて指導する。さらに、文末表現について、目標として記述する場合、指導として記述する場合、評価規準として記述する場合等で文末をどのように変えるのかについて指導するほか、題材観、指導観とはどのようなものでどのように記述するのか、ということについても指導し、その上で、実際に指導案を作成する。

このように丁寧に指導した上で作成した指導案であっても、形式面で不完全な部分は多いし、内容にも無理があることがある。実地指導の時間数が確保されていた頃は全体で検討を行ったが、現在は添削にて追指導を行っている。この作業を教育実習期間中に指導するとしたらそれだけで多くの時間が費やされることになるので、事前に指導案の具体的記述方法について確認できることは、事前に非常に有効であったと考えられる。実際に、本校の基本教育実習においても音楽科に担当された学生は他教科の学生より退勤時間がかなり早くなっている。

もちろん、この実地指導は、大学の膨大なカリキュラムのうちのたった数時間のことであるから、実地指導のみによって大学生の認識が根本的に変わるわけではない。また、大学の学問としては、現場に即した指導だけではなく、総論の理解も重要である。しかし、教育実習の前に実地指導という機会があるならば、その機会を十分に生かし、大学生の思考を教育現場に近づけておくことが必要である。

### (3) 一斉研究授業の充実とオンラインでの取組

前述のとおり、一斉研究授業は実習生にとって重要である。まず、たくさんの参観者がいることにより、違う視点から自分の授業を見つめ直すことができる。また、学習指導案を丁寧に作成することにより、その授業のねらいをより明確にすることができる。さらに、参観者にとっても、数少ない授業参観の機会となる。その機会を十分に生かすために次のような指導を行った。

#### ① 学習指導案づくり

まず、学生が作成した学習指導案に対し、個別指導をしながら丁寧に指導案を修正した。音楽科に担当された学生は、前年度に音楽科教育法を履修し、実地指導において一度学習指導案を作成しているため、最低限の形式を整えている。しかし、題材観、生徒の実態をどのように指導観につなげていくか、その思いをどのように文章に表していくかについては課題がある。特に、実習生が題材観、生徒の実態と指導観を書いていくにあたり、考えをもっている適切な文章表現を見つけられないことがある。そのために、実習生と話し合い、どういう思いで、どのようなことをねらいとするのかを確認しながらそれを文章化していく作業を行った。自分で書けるようにすることが大切という意見があるのも承知しているが、思いやねらいが不明確なところに課題があるのか、それを文章化するところに課題があるのかを明確にすることは、短い実習期間の中で重要であるし、この過程を通して、学生は自分の授業についてのイメージをより明確にもつことができるようである。

#### ② 研究授業と研究協議

次に、教育実習を行っていない学生のうち、授業のない学生が研究授業を参観した場合、研究協議に参加することを推奨した<sup>4)</sup>。研究協議は放課後に行う。他教科では、普段の授業の反省会に参加しない他学年担当の実習生や他学年担当教員も研究協議に参加するため、新たな視点で授業について見つめ直すことができるが、音楽科に担当された実習生は、普段から他学年に担当されたメンバーと反省会をしていることから、授業を振り返る視点が同じになってしまいがちなため、参観者が参加することは非常に有効かつ重要である。研究協議では、授業者以外の実習生が司会者となり、普段の反省会と同じような方法で協議を行っていく。

#### ③ オンラインでの取組

令和2年度は、オンラインによる研究授業を、大学が導入している、Microsoft Teams を用いて実施した。当該年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実習生以外の学生による参観ができなくなってしまった。そのような環境の中であっても、学生にとっては貴重な勉強の機会である。そこで、まず、大学の音楽専修の学生に日程を周知し、希望者を募った。その結果、20名強の登録があった。オンラインでない参観の場合は、大学の授業の一環として参観することが義務付けられている場合を除き、参観者が20名を超えることはない。おそらく、来校しての授業参観と比較して、どこでも参観できること、少しの時間でも参観できるという特性が希望者の増加につながったと考えられる。

次に、学生に授業参観の注意、研究協議の意義等について周知した。これは、授業参観に慣れていない学生がいることに配慮したものである。現職の教員であっても、授業参観や研究協議の目的や意義を理解しないまま研究授業の参観や研究協議に参加している場合があることを考えると、学生のうちにこれらのことについて理解する機会を設けることは必要ではないかと

考える。その上で、PDFファイルでの指導案を配付し、Teamsのライブイベント機能で授業を公開した。外付けWebカメラを用い、授業者とその周辺の生徒の活動の様子を中心に撮影した。

授業後、研究協議を次のように行った。多くの学生は、自宅のパソコンから参加したようである。学生はオンライン授業になれていたため、発言の時に「手を挙げる」機能やチャット機能などを上手に使っていた。一方、オンライン授業では、顔を出さないのが原則だったようで、顔をみて発言をきくことはできなかった。

研究協議の会場となる学校では、Web会議が行われているパソコン画面をプロジェクターから壁に写して、参加者が共有できるようにするとともに、会場の全体の様子をWebカメラで写すことにより、1台のパソコンで実施できるようにした。

オンラインで授業参観をしたが研究協議に参加できなかった学生（または、参加していても発言できなかった学生）には、Teamsのチャットに書き込むように依頼した。結果、複数の学生が授業へのコメントをしていた。オンラインで行った研究協議でも、例年通り新たな視点が生まれ、授業について協議を深めることができた。

オンラインでは、授業の雰囲気がかめられないように感じられるが、研究協議での発言の内容からは、当初考えていた以上に授業を参観できていることが感じられた。また、オンラインでの参観ということで、普段の研究授業よりも参観がしやすかったようで、多くの意見をもらえたという点でも効果があったほか、感想の書き込みを併用することにより、一人一人が目的意識をもって授業参観をすることができたように感じられる。

#### (4) 教育支援ボランティア制度の有効活用

学生が生徒の前に立つ機会をなるべく多く設けるために、全学教職センター教育支援ボランティアを積極的に利用するようにした。

例えば、合唱の学習でパートごとに音を確認する必要がある場合、箏の学習で個別の指導を充実させたい場合などに制度を利用した。この機会に参加した学生は、中学生の実態を改めて認識し、驚く部分もあったようである。

また、音楽ワークショップとしての募集も行った。部活動の総合体育大会で多くの生徒が部活動の大会に参加してしまい、多くの授業が自習になる際、教育支援ボランティアの学生にワークショップの実施を依頼した。教育実習を控えた学生はもちろん、教育実習を終え、改めて授業を行ってみたいと考える学生が参加した。合唱奏などのほか、世界の音楽の鑑賞、グラスハーブによる合奏を行った学生などいた。この活動は、音楽の授業というわけではないので、比較的活動の自由度が高い。しかし、どのように授業を組み立てていくか、どうすれば活動のねらいが達成されるかということについて体験するには十分かつ貴重な機会であったようである。

### 手立ての検証

前章に示した手立ての有効性について、学生に対して行った質問紙調査と学生の振り返りの記述内容の計量テキスト分析により検証していく。

まず、平成25年～28年の4年間、今後の実習経営の参考にするためのアンケートを実施した

(平成 25 年～28 年, 茨城大学教育学部附属中学校配当の教育実習生計 25 名)。その結果、合計 7 時間の授業実習を行うことについては、全ての学生が適当であると選択した。また、2 時間目に指導教員が授業を行うことについても全ての学生が大いに参考になった、参考になったなど肯定的な回答をした。その理由(自由記述)としては、「授業の具体的なイメージをつかむことができたから」などがあつた。第 2 時に別の実習生が授業を行うことについても、全ての学生が肯定的な評価をしている。これらの結果より、マネジメントは大学生の意識としては有効であるといえる。

次に、事前に行う実地指導についての振り返り記述をユーザーローカル社のテキストマイニングツールで分析し、ワードクラウドで出力したのが図 1 である。これは、スコアの高い単語を複数選び出し、その値に応じた大きさを図示したものである。これを見ると、スコアの高い単語として、「学ぶ」「生徒」「教える」「踏まえる」などの単語が多いことが分かる。学生の授業に対する意識が「どのような題材を生徒に提供するか」ということに向きがちな傾向があつたことを踏まえると、実地指導を行うことが、学生の授業の視点を現実の音楽の授業に近付ける上で有効であることが示唆される。

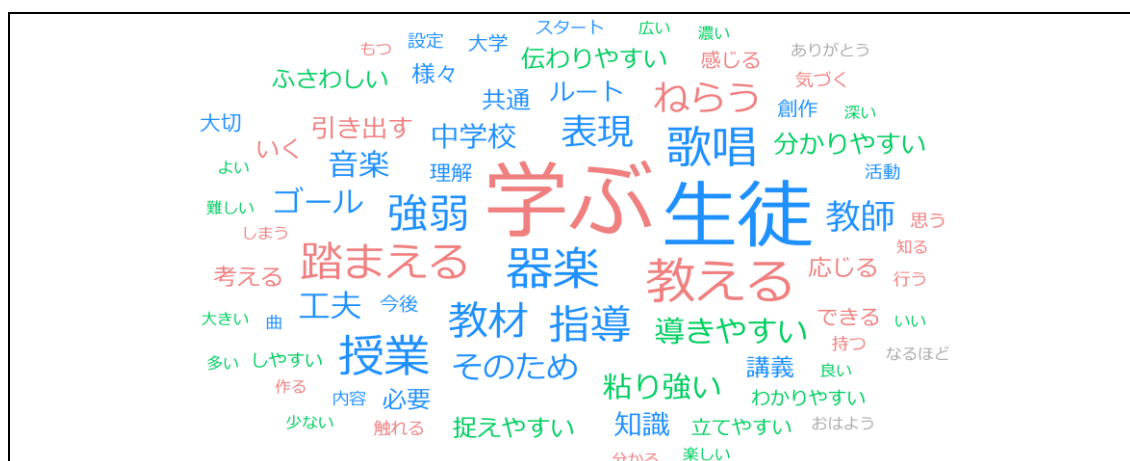


図 1 実地指導についての振り返り記述(ワードクラウド分析)

さらに、オンライン授業参観での学生の記述について分析したものが図 2 である。教育実習をはじめとした一連の活動を行った上級生と、これからそれを行う下級生のものを比較した。まず、書き込み文字数の平均が上級生が 824 字だったのに対し、下級生が 454 字であるなど、記述量に約 2 倍の差があることが分かる。また、記述内容について、前述のテキストマイニングツールを用いて、共起キーワードを分析すると、下級生の記述では、題材のそのものに関する記述、生徒の様子に関する記述、教員の行動に関する記述がそれぞれ分断しているのに対し、上級生の記述では、それぞれがつながっていることが分かる。また、どの題材を選択したかという記述ではなく、その題材を通して気付かせたい「反復」などのキーワードが見られるなど、より題材のねらいを意識できるようになっていることが分かる。また、教員の働きかけに関する記述の部分も、見回る、アドバイスなどの行動だけではなく、「なるほど」という言葉かけや「歌う」などより具体的な記述内容となっており、授業に関する見方がより深まっていることが分かる。

もちろん、この結果は本稿で述べた手立てに止まらず、大学における他の授業やその他大学生活

における様々な要素が関係しているわけであるが、本学の基本教育実習の制度やそれを有効に活用しようとする本研究で提案した手立てがその一つのきっかけとなっていることは示唆される。

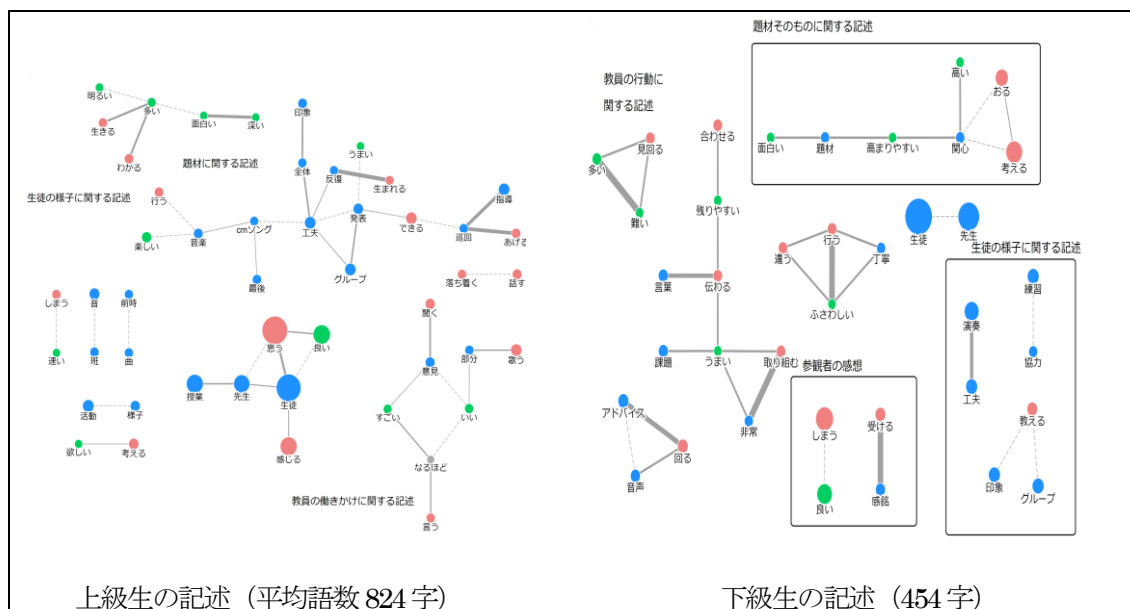


図2 授業参観での学生の記述の比較と平均語数（共起キーワード分析）

## まとめ

最後に本稿のまとめとして、三つの提言を行いたい。

まず、指導教員が本学基本教育実習のもつ特性を十分に生かし、教員を育成するという意識で実習指導にあたっていくことである。普段と違う経験をするのであるから、教育実習が良い経験になることは当然である。しかし、昨今の新任教員を取り巻く環境を考えれば、指導教員はそれで満足するのではなく、実習生にどのように力をつけていくか、というねらいをしっかりと持って指導にあたる必要がある。そのためには、経験値のみで教員を育てようとするのではなく、各教科のねらいを理解し、指導ができるように研究、修養を続けながら、本学基本教育実習のもつ特性を生かした実習指導のマネジメントをしていくことが必要である。これは大学4年次生を対象とした協力校実習や新任教員の指導における拠点校指導教員についても同様で、本学基本教育実習における効果的な部分を取り入れた運営をしていくことを提言する。

次に、大学と現場とを繋ぐ具体的な事前指導を充実させることである。2年次に行う実地指導は「音楽科教育法」だけで行なわれており、今後はなくなっていくという方向である。しかし、このような具体的な事前指導は、教員としての認識に転換する上でも、教育実習時にかかる負担を軽減する上でも有効であった。実地指導が縮小傾向にあるのであれば、その代替として、大学の学びと学校現場をつなげる具体的な事前指導を充実させたい。大学の実務系教員が行うことも可能であろうし、教育実習事前指導のカリキュラムを工夫して行う可能性もある。現在1、2年次に行われて

いる教育実習事前指導も様々な教育現場を見て学ぶという意味で意義のある取組ではあるが、並行して、教科に関する具体的な指導を行う機会を2年次に行っていくことを提言する。

最後に、研究授業等を参観して学び合う文化の醸成である。以前は教育実習の研究授業を周知しても一人の参観者もない時代があった。最近は少なくとも数名は参観するようになってきたが、教員になることを前提とした課程の学生の態度としては物足りなさを感じる。本稿で述べたとおり、中学校音楽科教員は個業になりやすく、授業内容も偏りやすい。それを改善するためには、授業づくりに対する広い視野をもつことが必要になる。そのためにも研究授業の機会があれば協議まで含めて積極的に参加するという姿勢を学生のうちに醸成していくことを提言する。

## 注

- 1) ただし、「3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱う」ことについては示されている。
- 2) ただ、原口の言う「専門性」は、宮下の指摘する「専門的な音楽教育」による結果であり、その「専門性」は、学校音楽教育の授業観とはなお隔たりがあることも指摘しておきたい。
- 3) 「アイダ」を知らないということは、例えば「源氏物語」を知らないのと同程度であり、その学生が中学校で受けてきた音楽教育にも課題があることを示している。
- 4) とはいえ、研究協議に参加する学生は決して多くはない。働きかけを継続することで、少しずつ「研究授業を参観したら研究協議にも参加する」という文化が根付き始めているように感じるが、今後もより活発になるように働きかけていく必要がある。

## 引用文献

- 中央教育審議会. 2006. 「今後の教員養成・免許制度の在り方について」
- 原口直. 2017. 「教育実習への取りくみ：音楽科」 『教育と研究』 43, 6-9, (東京学芸大学附属世田谷中学校)
- 茨城県教育委員会. 2018. 「茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標」
- 増井知世子. 2016. 「音楽科における指導力の向上をめざした効果的な教育実習のあり方に関する研究」 『広島大学学部・附属学校共同研究機構研究紀要』 44, 95-102
- 宮本憲二. 2009. 「中等科音楽における教育実習の現況と課題-教育実習“振り返りシート”の考察を通して」 『尚美学園大学芸術情報研究』 22
- 宮下俊也・森長 はるみ. 2001. 「音楽教育専攻学部生の音楽授業観「中等教科教育法(音楽)」における模擬授業の分析・評価を通して」 『奈良教育大学教育実践総合センター研究紀要』 10, 51-58
- 文部科学省. 2017 『中学校学習指導要領解説音楽編』
- 菅裕. 2007. 「音楽科教育実習生の課題意識-音楽教師に求められる実践的知識の解明に向けて」 『宮崎大学教育文化学部紀要』 16・17, 1-10
- 和井田節子. 2012. 「若い教師の現状が教師教育研究に提起するもの」 『日本教師教育学会年報』 24, 42-50